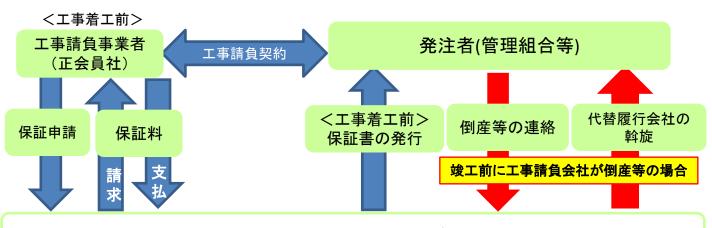


## ◆MKS.A完成保証のポイント

- ●工事請負事業者の倒産等で工事継続ができない場合、正会員社によるスムーズな代替履行会社を斡旋致します
- ●足場等の再架設が必要となった場合の増嵩工事費用の補填を致します (1物件:100万円※1)

### 1. 保証の仕組み



マンション計画修繕施工協会 / ハウスプラス住宅保証㈱

## 2. 完成保証申し込みの条件

- ・前受金なし
- ・着手金は工事請負金額の20%以内とし、その受取りは仮設工事開始より1ヶ月以降にしてください。 (20%が過払いとなる場合はその限りでない)
- ・工期中に分割して支払いを受ける場合、入金時の出来高8割以内の金額を請求してください。 (発注者の過払いを防ぐため)

### 3. 保証料

総請負工事金額(税込金額)×0.3% 例:¥50,000,000×0.3%=¥150,000

# 4. 代替履行会社の斡旋方法

協会内の安全・品質管理委員会において、①工事現場の地域 ②工事の規模 等を考慮して、工事を引継ぐ原則同等クラスの代替履行会社を選び、発注者に斡旋致します。

#### 5. 保証を利用できる工事請負事業者

MKS.A完成保証制度を利用できる全国の工事請負事業者=正会員は協会ホームページで紹介し ております。

### ●請負契約書について

完成保証を申し込むにあたり**2.完成保証申し込みの条件**を満たしていることが必須となります。 その為に、工事請負契約書を調印前に当協会保険担当者へお送りください。

もしも調印後に条件を満たしていないことが分かった場合は、別途管理組合と正しい条件の覚書を 交わしていただくことになりますのでご注意ください。

また、設計コンサルタントからの支払い条件であろうとも完成保証の申し込み条件を満たしていない 場合は変更をお願いしております。

### ●足場等の再架設について(※1)

足場の再架設等で追加費用が発生しないよう、施工会社(当協会正会員)と下請業者に 竣工まで架設を使用できるよう約束していただきます。

本保証制度で足場等の再架設費用に対する保証金の支払限度額は、100万円です。

# ●追加工事による工期の延長・請負代金の増減額時(施工会社(当協会正会員)による申請)

- 保証書の保証期間は、申込書記載の工期の最終日までです。 工期延長の申請がない場合は、保証期間以降の代替履行業者の斡旋は致しかねます ので、ご注意ください。
- ・同様に、追加工事の請負金額が500万円以上増減額した場合、 その金額について保証料(増減 額分の税込請負金額×0.3%)を納入、または返金いたします。 増額の場合、納入がないと増額分の保証は致しかねます。

【工期の延長】及び【追加工事の発生】の際は、必ず当協会に「変更届」をご提出ください。

**T**105-0003

東京都港区西新橋2-18-2 新橋NKKビル2階 MKSA マンション計画修繕施工協会 TFI 03-5777-2521

一般社団法人 http://www.mks-as.net/

MAIL mks.a-hoken@mks-as.or.jp